

秩父市農業委員会 令和6年 第10回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和6年10月22日(火) 午後1時34分
- (2) 閉会日時 令和6年10月22日(火) 午後3時14分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 25名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	欠席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	欠席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席	●		新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席	●		岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	欠席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	出席
					木村 雄一	出席

◎印 農業委員長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について (6件)

議案第45号 農用地利用促進計画の意見について (3件)

日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	江田直人		主幹	小川英孝	書記
参与	宮前房男		主任	川上僚太	書記
主幹	千島修		主査	新井正巳	
主事補	高野友陽				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和6年第10回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

江田事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中13名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

10番 芦田 希美 委員 及び 11番 富田 博明 委員 以上、お二人をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をいたさせます。

江田事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

1 通知書の受理についてです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書となっております。

番号1と2の土地の所在が同一であり、時期をずらしてそれぞれの方が耕作していたとのことです。

今回 期間借地から通年借地に変更のための解約となります。

合意が成立した日、および土地の引き渡しの時期等はそれぞれ通知書記載のとおりでございます。

なお本件該当地につきましては、議案第45号にて改めてご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

日程第6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

江田事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

1 ページ議案第43号 番号1の申請地の字が「●●」となっておりますが、「●●」に訂正をお願いいたします。

続いて2 ページ議案第44号 番号2の申請地面積で内 m²と面積が空欄となっておりますが、「●●●」と追記をお願いします。

最後に3 ページ番号7と8ですが、申請者から内容を精査したいとのことで取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いします。

訂正は以上です。

それでは、令和6年 第10回 定例総会において ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第43号	農地法第3条の規定による許可申請について	が	3件
議案第44号	農地法第5条の規定による許可申請について	が	6件
議案第45号	農用地利用促進計画の意見について	が	3件

以上でございます。 よろしくお願いいたします。

日程第7 議案審議

議案第43号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)

議長（横田 友会長） 次に、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（江田事務局長） 番号1についてご説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字 ●● 畑 3筆 合計面積●, ●●●m²で、譲渡人が令和●年●●月相続により取得した土地となります。

案内図をご覧ください。

申請地の所在につきましては、主要地方道●●●●線 ●●●●●●●●より●●に約●●●mの所に位置しております。

譲渡人が所有している住宅とともに、その周りの畑3筆の売却を進めていたところ、さいたま市在住の譲受人が一括で取得し、農業を行いたいとのことで話がまとまり申請に至りました。

譲受人は●●才で 国籍は●●、永住者であります。

所有する耕作地は他になく、その旨の理由書が添付されております。

耕作歴はありませんが、●●●●に住んでいる両親とともに耕作することです。

作付計画書では年間で ●●●●、●●●●、●●●●、●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●●●、●●●●●●等を栽培しております。

農機具は、耕うん機●台をリースで、草刈機を●台購入の予定です。

先日、豊田委員と関根推進委員と現地調査を行い、耕作準備の状態であることを確認いたしました。

説明は以上です。

事務局（高野主事補） 私からは番号2と3について説明します。

まず番号2ですが、譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●●字 ●●畑 2筆 計●●●㎡で、昭和●●年に相続で取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は秩父鉄道●●駅から●●に約●●●mの地点にあります。

申請理由は、新規就農になります。

譲受人は現在●●●●を勤めており、今年度末で退職後に隣接する土地に自宅を建築後に移住し、●●を主とした●●園を営む予定です。

譲渡人は高齢により申請地が休耕状態になっていたことから、譲受人と売買契約の合意を得てこのたび申請に至ったものです。

保有する農機具等につきましては、草刈り機を●台所有しております。

耕作労働力は本人のみで、耕作予定日数は●●●日以上あり問題ないと思われま

す。現地を確認したところ、不耕作状態でした。

続きまして番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●●●字 ●●畑 1筆 計●●●㎡で、令和●年に相続で取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は荒川総合支所から北東に約●●●mの地点にあります。

申請理由は、新規就農になります。

譲受人は現在●●●●に在住しておりますが、隣接する住宅に移住し、農業をする予定です。

譲渡人は●●●●●在住ですが、母親が元々この住宅に住んでおり、今年●月に他界したことから相続されましたが、この度譲受人と不動産業者の仲介で住宅を含めて売買の合意を得られたため、今回の申請に至ったとのこと

です。保有する農機具等につきましては、譲渡人から耕うん機を●台譲り受ける予定です。

農地取得後は、●●●●●や●を作付予定です。

耕作労働力は本人のみですが、職業は保険会社勤務で、フリーランスの形態に近い

ため移住と農作業が可能とのこと。現地を確認したところ、耕作状態で●の木と近所の方が管理されておられる●●が植えられておりました。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。番号1について意見を申し上げます。

先日、事務局と関根推進委員とともに現地を確認しました。

この場所はよく通るところで、昔はボサ藪でした。

今回整地がされており、もう少し手入れすれば畑として使えると思います。

遊休農地が減ることにもなりますので、特に問題ないと思います。

ご審議をよろしくお願いいたします。

2区 関根 正男推進委員 2区推進委員の関根です。

先日江田局長と豊田委員とで現地確認に行きました。

新規就農とのことですが、作付計画では●●●●、●●●●、●●、●●●●、●●●●など

のことで、大型の機械が無くても栽培できると思います。

年齢も●●才で、意欲的に取り組んでもらえば良いと思います。

皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

13番 新井 一雄委員 13番 新井です。番号2、3について説明します。

概要は事務局説明のとおりです。

まず番号2ですが、譲受人は●●●●で来年3月に退職し新規就農とのことです。今年●月の総会にて当該隣接土地に自己用住宅を建設したいとのことで、すでに許可されており。

今回は本申請地で●●を主とした●●を営みたいとのことで、新規就農であり歓迎すべきことでもあり、妥当と考えます。

続いて番号3については、障がいのある兄とともに当該隣接土地に移住し、新規就農とのことで、すでに●、●●等が植えてありました。

こちらも歓迎すべきことであり、妥当と考えます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

6区 木村 雄一推進委員 6区推進委員の木村です。番号2について意見を申し上げます。

今、新井委員が説明されたとおりでございます。

現地はまだ草が生えた状態でしたが、草刈をしてから耕作となると思われます。

番号3については、申請地のすぐ奥が住宅ですので、就農には便利な状況と思われます。

特に問題ないと考えます。

ご審議、よろしく願いいたします。

議長 (横田 友会長) ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長 (横田 友会長) 質問等はございますか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長 (横田 友会長) それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第43号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長 (横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第44号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (6件)

議長 (横田 友会長) 次に、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局 (川上主任) 私からは番号1と番号2について説明します。

まず番号1について説明します。

議案書の2ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● 畑 1筆 ●. ●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

一体利用地の面積は●●●. ●●㎡で、合計面積は●●●. ●●㎡です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●●から●に●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として、第3種農地と判断しました。

転用目的は進入路です。

申請事由について説明します。

申請地は昭和●●年頃から隣接する位置指定道路の一部として使用されていましたが、当時作成された位置指定道路図と測量図で道路の形状が異なっており、違反転用である状況を申請者が認識していませんでした。

この度、道路の整備補修に伴い周辺土地の測量を行ったところ、道路の一部が農地許可を受けていないことが判明し、始末書添付の上で申請に至りました。

新たな資金は発生せず、承諾が必要となる土地はありません。

現地を確認したところ、道路として利用されていました。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● ●●● 畑 2筆 合計●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

一体利用地の面積は●●●㎡で、合計面積は●, ●●●㎡です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から●●に約●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として、第3種農地と判断しました。

転用目的は農家住宅の敷地拡張です。

申請事由について説明します。

申請地は譲渡人の父が過去に住宅として利用しており、現在は譲渡人の子である譲受人が居住しております。

この度、譲渡人が別件で農地法3条の手続きを行おうとしたところ、自己所有地に農地転用の許可を受けていない土地があることが判明し、是正を行うために始末書添付の上で申請に至りました。

新たな資金は発生せず、承諾が必要となる土地はありません。

現地を確認したところ、住宅の一部として利用されていました。

なお、本件は宅地を含めた全体面積が●, ●●●㎡であるため、住宅を目的とした転用の上限面積の扱いについて、秩父農林振興センターへ事前に問合せを行いました。

秩父農林振興センターからは、『埼玉県が令和6年4月に公表している「農地転用許可基準一般基準」に、

「面積の適正か否かについては、個々の転用事業の内容、類似施設の通常の規模、申請に係る農地の形状、周辺の土地利用の状況等を考慮し、転用事業ごとに判断する。」

また、「転用の上限面積は農家住宅は概ね1,000㎡、ただし、個別具体的な事情や当該農地の形状、周辺の土地利用等を考慮し、慎重に判断する。」と記載があるため、個別の案件については、農業委員会から進達を受けた後、慎重に審議を行う』との回答を受けました。

説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号3と番号4について説明いたします。

始めに番号3ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●字 ●●畑 2筆 ●●●. ●●m²で、秩父鉄道●●駅の●●、●●●m付近に位置し、譲渡人が令和●年 相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅の敷地拡張です。

申請事由ですが、譲受人は、申請地に隣接する譲渡人所有の宅地を借地し、昭和●●年に住宅を建築し居住しております。

当時はクルマを所有していなかったが、家族が車を●台所有するようになり、出入口及び宅地が狭かったため、申請地を車両の通行と切り返し場所として、また、カーポート●棟と物置●棟が一部敷地を越境して設置し、農地転用の許可を得ず使用しています。

この度、借用宅地の購入に伴い、敷地拡張の必要があることから、始末書添付の上、申請がなされたものです。

申請地を含めた一体利用地の面積は、●●●. ●●m²で住宅用地の面積基準500m²は下回っています。

資金計画は整い、隣接農地所有者の承諾も得ております。

次に番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●字 ●●畑 1筆 ●●●m²で、秩父鉄道●●駅の●●、●●●m付近に位置し、譲渡人が昭和●●年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、妻・子ども●人と両親の家に同居していますが、自分の家を持ち独立したいと考えていたところ、知人の紹介で譲渡人と知り合い、土地譲渡の合意となったことから、住宅の建築を行うものです。

事業計画、資金計画等も整い、問題は無いと考えます。

申請地を含めた一体利用地の面積は、●●●. ●●m²で住宅用地の面積基準500m²は下回っています。

現地を確認したところ、隣接する農地は無く、保全管理状態の農地でした。

説明は以上です。

事務局（江田事務局長） 番号5について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●字 ●●畑 1筆 ●. ●●m²、平成●●年に相続により取得した土地で、今年の●月に分筆されております。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●より ●●●●●●●●に約●●●mの所となります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は住宅用地の拡張で、追認案件となります。

申請事由ですが、譲受人の自宅庇が隣接地にかかっていることが判明したため、越境部分を分筆して所有権移転をしたいとのことです。

申請地はすでに譲受人の敷地として使用されており、令和●年には駐車スペースにコンクリートも打ってしまったとのことで、その旨を詫びる始末書が添付されております。

契約の内容は所有権移転で、費用は土地購入費のみ、隣接農地は譲渡人の所有する農地のみとなっています。

先日、長谷川委員さんと現地を確認したところ、始末書で説明されたとおりの状況となっております。

説明は以上です。

事務局（新井主査） 続いて番号6について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●● 字 ●● 畑 1筆 ●, ●●●㎡ で令和●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は一般県道●●●●●●線の●●●●●●●●の●、約●●●m付近に位置しており、立地の基準につきましては、土地改良区内に存在する農地として、第1種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、借受人が経営する●●●●●園の来客用駐車場として 一時的に転用するもので、転用する期間は令和●年●月末日までです。

申請地は 農振農用地区域内にある農地であり、転用につきましては 農用地からの除外を必要とする土地ですが、一時的な利用に供するもので、一時転用期間終了後は、農地へ復旧する旨の誓約書が添付されており、秩父市が定める農業振興地域 整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断し、例外的に転用を許可する場合に該当するものと考えます。

借受人は 平成●●年に設立した法人で、観光農園の経営、果樹園の経営、野菜類の生産、販売などを事業目的の 一つとしております。

現在、申請地の隣接地で●●●の観光農園を経営しており、●●●狩りの季節には、来園者により 既存の駐車場では足りない状態になってしまいます。

そのため、貸渡人に交渉し、土地を貸してもらえることになり、●●●狩りのシーズンが終わる●月末日まで 来客用の駐車場として、申請地を一時転用したいと申請するものです。

現地を確認すると、現在は●●●が敷設され、管理された状態で、鉢植えされた●●●の木が置かれてありました。

今後、霜対策のためハウスへ退避する予定とのことです。

休憩をお願いします。

議長（横田 友会長） 暫時休憩します。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番 吉川です。番号1と2について意見を申し上げます。

まず番号1ですが、概要については事務局の説明したとおりです。

黄色の点線が一体利用の土地でして、以前は幅●mほどの細い道でしたが、現地確認したときは広がっております。

その中に当該農地が残っていたことが分かり、始末書添付の上で申請されました。

特に問題はないと考えます。

続いて番号2です。

概要は事務局説明のとおりですが、現地を確認したところ、キレイな庭園となっていました。

特に問題はないと思うのですが、先ほどの事務局からの説明の中で、一体利用地を含む農家住宅の上限面積が概ね1,000㎡とのことで、今回●, ●●●㎡となりますので、事務局から秩父農林振興センターに事前に相談をしているとのことですが、秩父農林振興センターがどのように判断するのかということが、気になるところであります。

皆さまのご審議をよろしく願いいたします。

9番 新田 恭一委員 9番 新田です。番号3、4について意見を申し上げます。

まず番号3ですが、現地確認をしましたが、事務局の説明のとおりでした。

昭和●●年頃に借地をして家を建てたとのことで、当時はクルマを持っておらず、カーポートや生活に必要な物置などは必要なかった訳ですが、平成●年当時カーポート●棟、物置●棟を農地法の許可を得ずに建ててしまったとのことで、始末書添付の上申請となりました。

現地に行きましたが、進入口は非常に狭くクルマの出入りに不便をしているとうことで、申請地を使ってクルマを回す場所の確保も含め申請となりました。

続いて番号4ですが、現在、妻と子ども●人とともに両親の家に同居していますが、独立して自己用住宅を建設したいということで申請されました。

点線の部分が一体利用で既に宅地として建物が建っていたようですが、現在は取り壊されており、500㎡を若干割れる面積で、前の道が少し狭いということもありますが、立地的にも非常に良いところです。

両案件とも第3種農地ということですので、やむを得ないと判断いたしました。

ご審議願いたいと思います。

5番 長谷川 玲委員 5番 長谷川です。番号5について申し上げます。

先日現地確認を行いました。

申請地は細長い形状で、住宅の庇に掛かってしまった部分を分筆して所有権移転したいとのことです。

始末書も添付されており、やむを得ないのではと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

10番 芦田 希美委員 10番 芦田です。番号6について意見を申し上げます。

今月●●日に新井主査と現地確認を行いました。

事務局説明のあったとおり、最初に違反転用があり秩父市農業委員会・秩父農林振興センター

の指導の元、適切な肥培管理を行っておる状況です。

現地確認の時も、散水作業をしており管理している状況でした。

譲受人は、●●●●●主催の全国●●●選手権で●年連続で優勝するなど、また数多くの受賞もされており、埼玉県知事が進める儲かる農業政策の一例でもありますし、秩父農林振興センターの目玉でもある事業者となっております。

来場者は1～2時間ほど滞在するようで、現在の駐車スペースではすぐに満車になってしまうとのことです。

駐車できない客がいることで、農業経営に与える影響もかなり大きいと思われま。

一時転用で対応することはやむを得ないと考えます。

また、若手の農業経営者を育てるということも農業委員会の役割と考えます。

皆さまのご審議をよろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

5区 高田 忠一推進委員 5区の高田です。

固定資産税の課税状況はどうなんですか。

駐車場として使用するのであればそれなりの税金を払う必要があると思うのですが。

事務局（新井主査） おそらく現況は畑で、一時的に駐車場と使うだけですので畑として課税されていると思われま。

議長（横田 友会長） 暫時休憩します。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4区 富田 典孝推進委員 4区の富田です。

番号6について、昨年度、今回と同じ内容で不許可相当で県に進達しても、結局県が許可した訳ですよ。

となると農業委員会で審議する必要はないと思うのですが、いかがですか。

事務局（江田事務局長） 確におっしゃるとおりとも思いますが、あくまで農業委員会は意見機関ですので、不許可相当で進達しても、許可が下りてしまうこともあろうかと思いま。

休憩をお願いいたします。

議長（横田 友会長） 暫時休憩します。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑 または 意見はありませんか。

5区 高田 忠一推進委員 5区の高田です。

私は、地元だから、周辺に草だらけになっている農地がいくつもあるんで、そういうところを

駐車場にして使ったほうがいいんじゃないかって思うんですよ。

毎年毎年申請しなくて済むと思うんですよ。いかがですか。

事務局（新井主査） 休憩をお願いします。

議長（横田 友会長） 暫時休憩します。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑 または 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第44号について、賛成する諸君の挙手を求めます。

（「番号6は別に採決すべきでは」との声有り）

議長（横田 友会長） 暫時休憩します。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは番号6については、別に採決したいと思います。

まず議案第44号 番号1から5について、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、番号1から5につきましてはそのように決しました。

次に議案第44号 番号6について、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって、番号6についてはそのように決しました。

議案第45号上程 農用地利用促進計画の意見について （ 3件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第45号「農用地利用促進計画の意見について」を議題といたします。

まず番号1を審議したいと思います。

番号1につきましては、8番 黒沢 昌治委員、4区 齊藤 稔推進委員、同じく4区 富田 典孝推進委員の3名が議事参与の案件となりますので、退席をお願いいたします。

それでは事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 番号1について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用促進計画を定めるにあたり、令和●年●●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当

(着席を確認して)

議長(横田 友会長) 次に、議案第45号「農用地利用促進計画の意見について」番号2と3を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(川上主任) 番号2と3について説明します。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用促進計画を定めるにあたり、令和●●年●●月●日付で、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

申請地は、●●字 ●●畑 4筆、字 ●●畑 3筆 合計7筆 ●●, ●●●m²です。土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。

申請地は、一部が●●●●●から●に約●●●m、残りが●●●●●から●●に約●●●m付近に位置しています。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、さきほど諸報告1通知書の受理についての番号1にてご報告した、期間借地から通年借地に変更のための合意解約ののち、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、●●●●● ●●●●●●●●●●が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

番号2及び3の借受人は、●●●氏で配分を受けた後は、●●及び●●●●の栽培を行う予定です。

賃借期間については、番号2が令和●●年●●月●日から●●年●●か月、番号3が令和●●年●●月●日から●●年●●か月、賃料はどちらも10aあたり ●, ●●●円です。

先日、富田委員、岡田推進委員と現地を確認しましたが、一部耕作、一部耕作準備の状態でありました。

なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

11番 富田 博明委員 11番 富田です。番号2と3について意見を申し上げます。

先週、川上主任と岡田推進委員とで現地確認をしました。

番号2については点在していますが、期間借地から通年借地に変更一部●●が植えられました。

一部耕作準備の状態でした。

借受人の●●さんは他の農地でも●●を作付けしてしまして、特に問題はないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

5区 岡田 英幸推進委員 5区推進委員の岡田です。

先日、川上主任と富田委員と私の3名で現地確認をしました。

こんなに広い土地を耕作されるとのことで素晴らしいと思います。

こちらについても特に問題ないと思います。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

13番 新井 一雄委員 13番の新井です。

借受人の●●さんですが、この方は専業農家ということによろしいですか。

それから、番号2と3で同じ地番、面積の筆があるのですが、これはどういう意味でしょうか。

事務局（川上主任） 休憩をお願いします。

議長（横田 友会長） 暫時休憩します。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局（川上主任） まず●●さんですが、専業農家です。

次にご指摘いただいた箇所は議案の記載ミスでございます。

番号2に記載の「秩父市●●字●●、●●●●番 畑 ●, ●●●㎡」を削除願ひます。

先ほど説明で「合計7筆 ●●, ●●●㎡」と申し上げましたが、番号2と3を合わせて「合計7筆 ●●, ●●●㎡」となります。

5区 新舟 文男推進委員 5区推進委員の新舟です。

案内図を見ると番号2の位置が4箇所となっておりますが、筆数は6筆ですよ

この違いは何ですか。

事務局（川上主任） 分かりづらくて申し訳ありません。

1か所3筆をまとめて示してありますので、他の3か所と合わせて6筆となります。

議長（横田 友会長） 他に質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第45号 番号2と3について、農用地利用促進計画に対する意見はない旨を、市長に答申することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもって秩父市農業委員会 令和6年第10回定例総会を閉会いたします。